

は じ め に

## はじめに

女性に対する暴力は、その形態の如何を問わず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中で最も基本的なものの一つである。加害者となる男性には、被害を受ける女性の苦痛、困惑、憤り、物心両面の損害などに対する想像力の欠如や、女性が自分と同じ人格を持った存在であること、そして、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして尊重されなければならない存在であることについての認識の欠如が見られる。また、女性に対する暴力の多くは、その根底に性的な要素を含んでおり、これは、加害者である男性にとっては自らの性的欲求や支配欲を満たすという極めて自己中心的な目的で行われることが多いが、被害に遭う側の女性にとってはその身体や心に一生かかっても拭い去れないような危害を受ける場合も少なくないという非情かつ許し難い行為である。また、これは、被害者に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、かつ社会的活動を束縛する深刻な人権侵害である。

しかしながら、我が国においては、これまで、こうした女性に対する暴力についての社会の理解が不十分で、個人的な問題として矮小化されがちであり、被害者である女性自身も社会の無理解・偏見等から被害を公にしたがらない傾向にあった。

無論、暴力はその対象の性別や当事者の間柄等を問わず、すべて許されるものではないことは当然であるが、女性に対する暴力事件が増加し、深刻化していることにかんがみると、女性に対する暴力の根絶は、官民が一体となって取り組むべき緊要の課題となっている。

女性に対する暴力に関する専門調査会は、これまで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の円滑な施行等について検討を行い、平成13年10月、平成14年4月、平成15年6月と3回の報告書を取りまとめてきたが、このような情勢を踏まえ、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する検討をし、ここに意見を取りまとめた。

この報告書は、

性犯罪の法定刑の引上げ等加害者に対する厳正な処罰を含む女性に対する暴力の根絶に向けたより一層の積極的取組

被害者の心身のケアに関する制度等の一層の充実

女兒に対する性的犯罪等への対処の推進

人身取引（トラフィッキング）への対処等国際的視野に立った取組の  
推進

について強調している。

本意見が国民に広く周知されるとともに、関係府省庁、機関等がその内容を踏まえ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組をこれまで以上に徹底して実施していくことを期待している。